

## 鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について (臨時報告書)

未整備駅名	並河
未整備駅の所在都道府県及び市区町村	都道府県：京都府 市区町村：亀岡市
路線名	山陰
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	6,108
鉄道事業者又は軌道経営者	西日本旅客鉄道株式会社
関係自治体	京都府・亀岡市

### バリアフリー化に関する現状

地平駅 2面2線 跨線橋

1番線(京都方面：上り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(跨線橋)の上げ下ろしで対応。  
2番線(幡生方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(コスとホーム間)の上げ下ろしで対応。

**バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)**

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1)  有 (2)  無

※ 以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成21年10月

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

※ 以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

### (調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されていますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

### ○都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問I 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1)  有 (2)  無

質問II 質問Iで(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

京都府においては、基本構想に位置づけられた事業を優先的に採択することとし、「鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費補助」により、鉄道駅におけるバリアフリー化設備整備費の一部(原則として事業費の1/3について市町村と1/2ずつ)補助している。(ただし、基本構想が策定されていない場合でも、多機能トイレの整備については補助している。)  
当該駅については、基本構想も策定されていないことから、多機能トイレの整備について交付決定済みである。

質問III 質問Iで(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

### ○市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問I 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1)  有 (2)  無

質問II 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1)  有 (2)  無

質問III 質問IIで(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

国及び地方自治体が各々総事業費の3分の1相当額を限度として補助

質問IV 質問IIで(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

担当部署等名	西日本旅客鉄道株式会社
鉄道事業者又は軌道経営者	京都府 建設交通部 交通政策課
都道府県	京都府 建設交通部 交通政策課
市区町村	亀岡市 まちづくり推進部桂川・広域交通課

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。